

投信総合取引契約に関するご説明

(2026 年 9 月)

新	旧
■投信総合取引契約の概要	
当社において取扱う投資信託の直接販売によるお取引にあたりましては、お客様と当社との間で「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引契約を締結させていただきます。当該契約は、投資信託のご購入・ご解約のお申込み、 <u>「つみたて投資サービス」</u> 、電子交付、振替決済等各種サービスのお取扱いについて定めております。詳しくは、投信総合取引約款等をご参照ください。	当社において取扱う投資信託の直接販売によるお取引にあたりましては、お客様と当社との間で「投信総合取引約款」に基づく投信総合取引契約を締結させていただきます。当該契約は、投資信託のご購入・ご解約のお申込み、電子交付、振替決済等各種サービスのお取扱いについて定めております。詳しくは、投信総合取引約款等をご参照ください。
■お届け事項の変更	
お届け事項の変更があったにもかかわらず当該変更に係るお届けがない場合、またはお届け事項に関する当社からのお問い合わせにご回答いただけない場合は、当社は、投資信託のご購入、お客様への金銭のお支払い、解約のお手続 <u>および「つみたて投資サービス」のご利用</u> などお取引を制限させていただきます場合があります。	お届け事項の変更があったにもかかわらず当該変更に係るお届けがない場合、またはお届け事項に関する当社からのお問い合わせにご回答いただけない場合は、当社は、投資信託のご購入、お客様への金銭のお支払い、解約のお手続などお取引を制限させていただく場合があります。

以上